

教員のハラスメント防止マニュアル

～より良い学園づくりのために～

学校法人 ひらた学園

広島国際医療福祉専門学校

令和 2 年 4 月

はじめに

今後の人生において無限の可能性を秘めている学生たち。

教員という職業には、学生たち一人ひとりを直接育み、その成長を間近に見ながら、自立を遂げられ充実した生涯と豊かな人生を実現してもらい、そんな人づくりに大きく貢献できるという魅力があります。

「教育は人なり」とよくいわれますが、これは、今後の医療・社会福祉を担っていく学生たちの育成が、まさに本校の教員一人ひとりの姿勢にかかっていることにほかなりません。

言い換えれば、日々の教員一人ひとりの行動は、学生たちの将来設計に大きな影響を及ぼし、その成長は、教員一人ひとりを映す「鏡」ともなります。

こうしたことから、学生たちが安心して通い学ぶことのできるより良い学校づくりには、何より教員一人ひとりの力が欠かせず、教員への期待はますます高まっています。

しかし、多くの教員が学生たちへの愛情と教育への信念を持ち、教育活動に励んでいる中、モラル失墜行為やハラスメント行為など、人として教育者として、決してあってはならない不祥事が発生しています。

自らが育てる学生たちに対し、こうした法令等に抵触した行為を行うことは、学生たちにはもちろんのこと、学園に対し、社会に対し、また教員という職業に対する背信行為です。

さらに、自らの不適切な行為は、被害者とその家族はもとより、自らの家族の一生を変え、職場の同僚をはじめ学園の信頼を裏切り、本校の教育に対する信頼を失墜させることとなります。

こうした事の重大性から、本校では、再び学生たちを動揺させ、社会や学園構成員の信頼を裏切ることのないよう、教員に特化した「コンプライアンスマニュアル」を作成しました。

このマニュアルには、教員に求められる法令遵守の内容をはじめ、意識すべき姿勢等を、具体的に記載してあります。

このマニュアルを題材に、全ての教員がこれまでの行動を改めて検証する機会とし、教員一人ひとりが日々の教育活動に自信を持って取り組む礎となる一助になることを切望しています。不祥事根絶に共に取り組んでいきましょう。

《目次》

はじめに	2
1 教員の基本使命	4
2 教員のコンプライアンス	4
3 教員に求められる基本姿勢	5
(1) 人権の尊重	5
(2) 法令遵守・信用失墜行為の禁止	5
(3) 自己啓発や能力開発	6
(4) 地域社会の一員としての自覚	7
4 教員に求められる行動とは（あなたならどうするか）	7
(1) わいせつ行為・セクシュアル・ハラスメント等の禁止	9
5 懲戒処分の指針等について	9
6 ひらた学園教職員の行動指針	11

1. 教員の基本使命

本校教育は、学生一人ひとりが自立でき充実した専門職としての人生を実現するよう支援していくものです。こうした教育を担うのが本校教員であり、一人の教員が、学生の未来に与える影響力はとても大きく、その果たす役割は重要であるとともに、「自立した人を育てる」という魅力のある職業です。

そして、今日のように教育を取り巻く環境や社会全体の動きが急激かつ複雑に変化する中、教員は、本校の教育活動の充実・向上を目指すとともに、学校が、地域に根ざし、地域から信頼・支持されるように、常に学生、保護者、地域住民の目線で考え、教育活動を推進することが大切です。

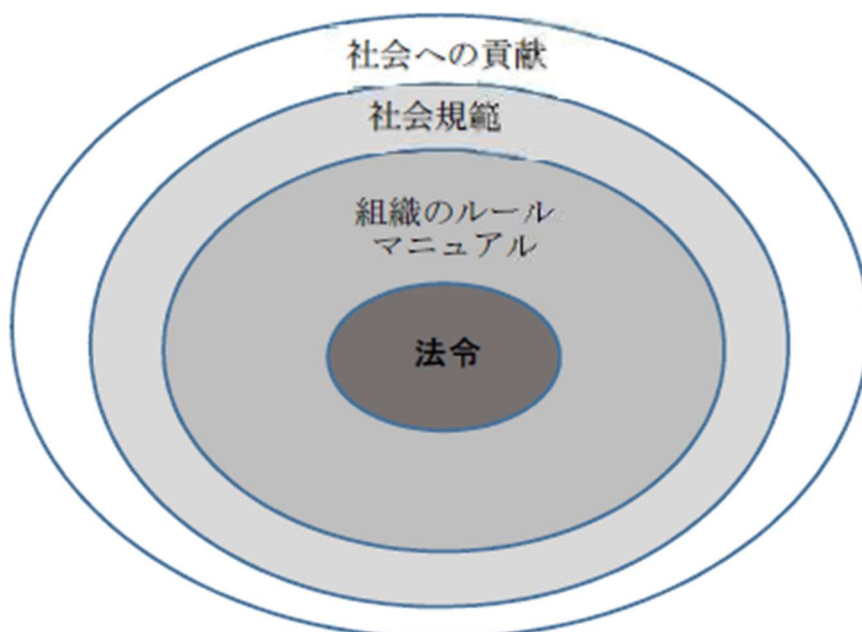
2. 教員のコンプライアンス

コンプライアンスとは、狭い意味では、「法令遵守」ですが、法令だけにとどまらず、社会規範やルールまで含めて遵守しながら、教育活動を行っていくことが求められています。

また、地域住民の福祉の向上を図る活動やボランティア活動などに参加できれば、その活動を通じて住民としての生活感覚を磨き、社会のニーズを直接理解することにつながります。

そして、住民目線で教育活動を考える機会となれば、教育活動の向上に大いに資するものと考えられます。地域社会の一員としての自覚を持って行動することが求められているのです。

<コンプライアンスのイメージ>



3. 教員に求められる基本姿勢

教員は、教科指導や学生指導を通じて、学生一人ひとりが、自立を遂げ充実した生涯、すなわち、豊かな自己実現を支えていくという魅力ある職業であります。その職責を十分に果たすためには、学生、保護者、地域住民などからの信頼がなくはなりません。そこで、職責を果たすために教員には、基本的姿勢として、次のようなことが求められています。

- (1) 人権の尊重
- (2) 法令遵守・信用失墜行為の禁止
- (3) 自己啓発や能力開発
- (4) 地域社会の一員としての自覚

(1) 人権の尊重

・すべての人の人権を尊重する。

- 人権は、国を越え、万人が守り、尊重していくものです。本校では、人権がすべての人に保障される地域社会の実現を目指し、新たに人権施策の総合的な取組を進めています。
- 教員は、職務の遂行にあたっては、常に人権指針の基本理念に基づき、人権を取り巻く状況も敏感に把握しながら、人権尊重の視点に立って職務を遂行しなければなりません。
- 学園構成員は、教員や学生の人権を守るとともに、学生一人ひとりが、人権尊重の理念である、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」を理解するとともに、それが具体的な態度や行動に現れるようになるよう、全ての教育活動を通じて人権教育を行うことが求められています。

《求められる行動》

- 常日ごろから人権感覚を磨き、基本的人権の尊重の視点をもって、人権に十分配慮して職務に取り組むことが必要です。
- 常に学園構成員として人権の基本理念にのっとり、職務を遂行することとし、次の点に留意して、教育活動に取り組んでください。
 - ・ 常に人権尊重の視点に立って行動する。
 - ・ 人権問題を自分自身の問題として考える。
 - ・ 常に職務や研修を通して人権感覚を磨く。
 - ・ 個人情報保護と情報管理を適切に行う。
 - ・ 人権課題についての状況を把握し、適切に対応する。
(例えば、平成28年に施行した、いわゆる障害者差別解消法に基づく障害のある人に対する合理的配慮を行うなど)

(2) 法令遵守・信用失墜行為の禁止

・法令をはじめ社会規範ルールを守る。

・信用失墜行為や教員全体の不名誉となる行為は行わない。

○ 本校教員は、学園構成員としての職務に関連して行われようと、校務外で行われようと、ひとしく「本校教員の信用を傷つけ」または「学園全体の不名誉となる」ような行為である信用失墜行為を行ってはなりません。

さらに、教員は、学生の前に立ち教育活動を行う専門職として、一企業人よりも一段と高い倫理と法令遵守が求められており、一人の不祥事は、本校教員全体に対する信頼を失墜することになるのです。

○ しかし、実際には、世間では不祥事が後を絶たないのが現実です。具体的には、職務に関連したわいせつ行為、体罰、横領、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどがあり、職務外では、飲酒運転、傷害、暴行、窃盗などの刑法事案のほか、青少年保護育成条例違反、迷惑行為防止条例違反といった行為も、繰り返し発生しており、こうした行為は、教員に対する信頼を著しく失墜させるものです。

○ こうした行為は、本校職務規定による懲戒事由に当たるほか、刑事責任を問われることもあります。

《求められる行動》

○ 勤務時間の内外を問わず、常に本校教員としての自覚を持ち、収賄、横領、傷害、暴行等の刑法上の犯罪行為や青少年保護育成条例違反、迷惑防止条例違反等、職の信用を傷つけ、学園全体の不名誉となるような行為を決して行わない。

また、学生への対応にあたってはもちろんのこと、学生の保護者(家族)、関係する事業所、業者対応や職員相互間を含め、いかなる場合でもセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを行わない。

- ・ 本校教員としての自覚と使命感、常に全体の奉仕者であるという意識を持って行動すること。
- ・ 世間で起きた信用失墜行為のケースについても他人事と受け止めるのではなく、自らを厳しく律するとともに、日ごろから教員相互で注意し合うこと。
- ・ わいせつ行為等の犯罪は、いかなる場合も絶対に許されないことを十分認識して行動すること。

(3) 自己啓発や能力開発

・ 自己啓発や能力開発に積極的に取り組むこと

○ 教員としての能力と人間としての魅力を向上させて、教育活動の課題に的確に対応するため、常に、問題意識を持ち、日ごろから、幅広い知識や専門性を養うよう自己啓発や研修を通じて能力開発に積極的に取り組んでください。

《求められる行動》

- ・ 業務上必要な知識等は、OJT*を通じて、習得してください。

※OJT とは on-the-job training の略。職場にいる職員を職務遂行の過程で訓練すること。

- ・ キャリア開発に向けて自己啓発や能力開発については、自らが積極的かつ計画的に取り組んでくだ

さい。

- ・ 様々な機会・場を活用して自らの可能性にチャレンジしてください。

(4) 地域社会の一員としての自覚

- ・ 地域社会の一員としての自覚をもって行動する。

- 私たちが暮らす地域社会には、自治会、町内会、青少年健全育成会、PTA、子供会、消防団など様々な組織があり、それぞれの地域の活性化やまちづくり、青少年育成、防災など、地域住民の福祉の向上を図る活動を行っています。私たちは、学校法人の一員としてはもとより、地域社会の一員としてこうした活動に協力することも必要です。
- このような地域における活動は、強制的に行われるものではありませんが、これらを通して住民としての生活感覚を磨くとともに、地域社会のニーズを直接理解し、教員も地域社会の一員としての認識を高め、本校の教育活動の向上に大いに資するものと考えられます。
地域社会の一員としての自覚を持って行動する自己啓発や能力開発に、積極的に取り組むことが求められます。

《求められる行動》

- 自発的に社会貢献活動に参加することは、自分のネットワークや視野を広げるだけでなく、学生、保護者等の生活感覚や地域住民のニーズを理解するうえでも、大切な機会となります。
- 様々な機会を利用して、地域社会の一員として、地域における様々な活動に参加し、幅広い視野とバランス感覚を養い、学生、保護者、家族など本校関係者のニーズにこたえられるよう教育活動に活かしていくことが必要です。

例えば

- ・ 障害者、高齢者の日常生活を支援する支え合い活動
- ・ 青少年の健全育成やまちづくり、文化・スポーツ振興等の地域活動
- ・ 社会福祉施設等におけるボランティア活動
- ・ 豪雨災害等で被災した地域の被災者への援助活動
- ・ 海岸清掃、森林の手入れ、落書き消しなどの環境保全、美化活動

4 教員に求められる行動とは

(1) わいせつ行為・セクシュアル・ハラスメント等の禁止

学生との不適切な関係、立場を利用した不適切な行為（わいせつ行為）、学生等を傷つけるような性的言動（セクシュアル・ハラスメント）等を絶対に行わない。

私的な学生とのソーシャルネットワーク（以下「SNS」という。LINE、メール等）は禁止です。

不祥事の内容は、様々ありますが、中でも、学生に対するわいせつ行為は、学生たちを裏切る行為であり、本校教員という職業そのものに対する背信行為です。

学生に対するわいせつ行為の防止のためには、教員としての自覚と、学生との適切な距離感を持った指導・対応が必要です。

特に、自校の学生・生徒へのわいせつ行為等の不適切な事案の多くが、学生・生徒とのSNS（LINE・メール等）や電話でのやりとりがきっかけとなっています。

そもそも、学生・生徒との私的なSNSは禁止です。また、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントは、教員間でもあってはなりません。

<求められる行動>

- 全般 -

- 『必要のない写真等撮影禁止』校務上の必要もなく、学生の写真や動画を撮影しない。
- 『学生を自家用車に乗せない』緊急時を除いて、管理職の許可がないまま、学生を自家用車に乗せない。
- 『学生指導は複数で』学生の指導に当たっては、可能ならば複数の教員で対応することを基本とし、やむを得ず一人で対応する場合は、閉じた空間ではなく、他の教員の目が届く場所に対応する。

- 携帯電話など -

- 『連絡先は許可を得て』学生に対する教育指導の目的で、携帯電話番号・電子メールアドレス（以下「連絡先」という。）を収集する必要がある場合は、上司の許可を得て、本人、保護者に目的を伝え、必ず承諾を得る。
- 『連絡先の登録は許可が必要』校務上必要と認められ、学生の連絡先を教職員が使用する端末（校務用、個人用を問わず）に登録する場合は、「個人情報等持ち出し許可願」により必ず許可を得て、パスワードを設定し、ロックをかける。
- 『連絡先取得は最小限』学生の連絡先を収集する必要がある場合は、その代表者の連絡先だけの収集に止め、用件の伝達は代表者のみに対して行う方が望ましい。
- 『業務用個人メールを使う』学生への連絡に、電子メールを用いる必要がある場合は、業務用個人メールを用いる。
- 『私的連絡の絶対禁止』学生への業務以外の私的な通信・通話は絶対に行わない。
- 『教員との連絡ルールの説明』全体集会などの機会を捉え、教職員への私的な通話や通信は絶対に行わない等、教員との適切な連絡方法について、学生への説明を徹底する。

- ハラスメント防止 -

- 『自らの言動を見直す心がけ』「性別により決め付けた発言をしていないか。」「これは、セクハラにつながるのではないか。」「高圧的な発言をしたり、無理な行動を押し付けたりしていないか。」「人権への配慮に欠いた発言をしていないか。」など、自らの言動について常に見直し、日頃から学生との信頼関係づくりとともに、学生一人ひとりを大切にしたい言動に心がける。

≪セクシュアル・ハラスメントに該当する行為の具体的な例≫

- 学生や職員の肩や髪・背中などを触ったり、必要以上に身体や顔を近づける。
- 学生や職員との会話中、相手の容貌、体型、年齢などを話題にしたり、性的なからかいや冗談を言う。

- 学生や職員に対して「男として」「女らしく」など性別によって決めつけた発言や、個人の特性や資質に関係なく性別による役割分担をする。
- 「男のくせに根性がない」とか「女の子なんだから・・・」などと言う。
- 男女交際の程度や性的な経験などについて尋ねる。
- カラオケでのデュエットや酒席でのお酌などを強要する。

《パワー・ハラスメントに該当する行為の具体的な例》

- 他の同僚や学生等にも聞こえるように一方的に罵倒するなど言葉で威圧する。
- 「馬鹿につける薬はない」などと学生や同僚等の人格を否定するような発言をする。
- 「どうなってもいいんだな」や「スペシャリストになれないぞ」などと成績や処遇をちらつかせて従わせる。
- 気に入らない人に対して、あいさつされても無視したり仲間はずれにしたりする。
- 必要な知識や情報を故意に知らせず、その知識や情報を持たない相手を自分に服従させる。

5. 懲戒処分の指針等について

(1) 懲戒処分の指針

ひらた学園で定めている「懲戒処分の指針」は次のとおりです。

「懲戒処分の指針」

※ 1 基本事項

本指針は、過去における他学園教職員の不祥事などを参考に、事案の態様毎に懲戒処分の程度の標準的な目安（以下「標準例」という。）を示したものである。

具体的な処分の決定に当たっては、

- ①非違行為の動機、態様及び結果の程度
- ②故意又は過失の程度
- ③学生、保護者、他の教職員に与えた影響の程度
- ④非違行為を行った教職員の職責の程度
- ⑤過去の非違行為歴等のほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものであり、事案の内容によっては、標準例に示された処分以外の処分として免職等もあり得るところである。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となる。

過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び非違行為を行った場合は、処分が加重される。

また、部下教職員が非違行為を起こした場合で、その指導監督に適正を欠いていたり、部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認していた管理監督者は、責任を問われる。

なお、事務局の事務職員等についての具体的な処分の決定に当たっては、職務内容等により、他の任命権者の職員との権衡についても考慮する。

※ 2 標準例

(1) 不適切な指導等

ア 体罰

- ① 学生の怪我が重傷の場合、常習的に行っていた場合、体罰の態様が特に悪質な場合
- ② ①以外の場合…体罰の態様、学生の怪我の状況等に応じて、処分を決定

イ 不適切な言動等

学生の心を傷つける言動、学生間のいじめの放置又は助長等の不適切な言動等

- ① 学生の被害の程度が重い場合、常習的に行っていた場合、不適切な言動等の態様が特に悪質な場合
- ② ①以外の場合…不適切な言動等の態様、学生の被害の状況等に応じて、処分を決定

(2) わいせつ行為等

ア 自校の学生に対するわいせつ行為等

- ① わいせつ行為（同意による行為を含む。）
- ② セクシュアル・ハラスメント

イ ア以外の者に対するわいせつ行為等

- ① 強制わいせつ、児童ポルノの所持・製造等、痴漢、盗撮、のぞき等の法律、条例等に違反するわいせつ行為
- ② セクシュアル・ハラスメント

※ セクシュアル・ハラスメントとは、相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

※ 法律、条例等とは、「刑法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「軽犯罪法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「広島県青少年保護育成条例」、「広島県迷惑行為防止条例」などである。

6. ひらた学園教職員の行動指針

まず、ひらた学園教職員として、この指針にそった行動が求められています。

私たちの姿勢

- 1 前例にとらわれず、自ら行動し、新たな課題に挑戦します。
- 2 学生、保護者、地域住民との対話を大切にします。
- 3 すべての人の人権を尊重します。
- 4 明るく、生き活きとした職場づくりを推進します。
- 5 地域社会の一員としての自覚を持って行動します。
- 6 職務に専念し、服務規律を遵守します。

私たちの実践

- 7 自己啓発や能力開発に取り組みます。
- 8 男女共同参画の理念に基づき行動します。
- 9 個人情報保護と情報セキュリティを徹底します。
- 10 不当、不正な要求に対し、毅然として対応します。
- 11 日常点検や相互チェックを行い、事故・不祥事を未然に防止します。
- 12 日常の業務や生活のあらゆる場面で、環境への配慮を実践します。

私たちの規律

- 13 信用失墜行為やひらた学園教職員全体の不名誉となる行為を行いません。
- 14 常に公私の別を明らかにし、疑惑や不信を招く行為を行いません。
- 15 職務上知り得た秘密を漏らしません。
- 16 交通法規を遵守し、飲酒運転を行いません。
- 17 政治的中立性を堅持し、地位を利用して選挙運動を行いません。
- 18 許可なくアルバイト等に従事して、報酬など金品を受け取りません。

管理監督者の役割

- 19 ひらた学園教職員の能力を活かし、働きやすい職場環境を整備するとともに、総労働時間の短縮に向けた取組を行います。
- 20 常に適切な業務管理に努めるとともに、自ら職員の範となるよう行動し、職員の倫理の保持及び公正な職務の遂行を指導します。

本規定は、令和2年4月1日より施行とする。